

市議会

12月定例会

市議会12月定例会は12月4日に招集され、条例や補正予算などが提案されました。

主な議案についてお知らせします。

条例等

二本松市部設置条例の一部を改正する条例制定について

市政改革により、平成31年4月1日から市の組織機構を変更するため、所要の改正を行うものです。

◎主な組織機構の変更内容

- ・建設部と上下水道部を統合し「建設部」とする。
- ・福祉部を「保健福祉部」と改称し、健康増進課を所属させる。

・秘書広報課と企画財政課の企画部門を統合し、「秘書政策課」とする。

・契約管財課と企画財政課の財政部門を統合し、「財政課」とする。

- ・生活環境課と除染推進課を統合し「生活環境課」とする。
- ・農政課と農林課を統合し「農業振興課」とする。

・水道課と下水道課を統合し「上下水道課」とする。

二本松市地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定について

安達地域内に民間事業者による地域子育て支援センター

が開設したことに伴い、安達地域子育て支援センターを廃止するため、所要の改正を行うものです。

二本松市巡回福祉車両運行事業条例の一部を改正する条例制定について

平成31年度から、高齢者の公共交通運賃無料化事業を実施することに伴い、所要の改正を行うものです。

補正予算

一般会計

今回の補正予算については、平成30年度当初予算編成後の職員の異動整理に伴う人件費の増減等の他、9月から10月にかけて発生した台風により被災した施設等の災害復旧にかかる予算措置、国・県補助事業の執行経過による変更・整理などが主なもので、歳入歳出予算にそれぞれ5476万1千円を追加し、予算総額を366億6108万4千円とするものです。主な歳出補正内容は次のとおりです。

▽特別障害者手当等の増

200万円

▽老人福祉施設等整備事業補助金の増 732万3千円

▽用排水路補修事業費の増 120万円

▽有害鳥獣捕獲活動事業費の増 1380万円

▽小学校施設設備維持管理経費の増 256万7千円

▽中学校施設設備維持管理経費の増 350万円

▽農業用施設単独災害復旧事業の増 700万円

▽林業施設単独災害復旧事業の増 450万円

工業団地造成事業会計

長命地内に整備を進めている長命工業団地について、実設計業務等が完了したことから、敷地造成を進めるべく造成工事費を計上するため、補正予算が提案されました。

資本的支出においては、工事費3億3137万円を増額は、企業債3億3130万円を増額することとして、補正予算が提案されました。

またこの造成工事については、平成30年度と31年度の2カ年で実施するため、これにかかる継続費の補正も提案されました。

やすらぎの丘 二本松斎場



全日本葬祭業協同組合連合会加盟

丸又ふれあい会 会員募集中

葬儀のすべてのご相談・ご用命は

有限会社 **丸又葬儀社**

本店/〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2
二本松斎場/〒964-0875 福島県二本松市榎木257-5

☎0243-22-5598

0120-03-5598

フリーダイヤル



国民健康保険に加入されている方へ 高額療養費申請のご案内

高額療養費とは…窓口負担額が、1カ月間（1日から月末まで）に一定額（自己負担限度額）を超えた場合、その超えた金額を支給する制度です。

国民健康保険に加入されている方で、受診月ごとの医療費の額が一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合に、その超えた分が高額療養費として支給されます。詳しくは下表のとおりです。

申請に必要なもの

- ・ 国民健康保険証
 - ・ 受診月に世帯内で国保に加入している方全員分の領収書
 - ・ 認め印
 - ・ 振込先の通帳
- 申請先** 市役所国保年金課もしくは各支所地域振興課

※確定申告で医療費控除を申告される予定の方は、高額療養費の申請を先に済ませるようお願いいたします。

注 意

- ・ 食費や差額ベッド代等の自費分は支給の対象とはなりません。
- ・ 70歳未満の方の受診（入院と外来は別）については、1医療機関につき2万1千円以上の自己負担

をした場合のみ合算できます。

- ・ 70歳から75歳未満の方は、医療機関や歯科の区別なく合算できます。
- ・ 世帯に未申告の方がいる場合、申請受付時に限度額の判定ができませんため、上位所得者Aまたは現役並み所得者Ⅲと同じとみなされますので、必ず申告した上で申請するようお願いいたします。
- ・ 支給については、受診内容確認後となります。確認には、受診月から3カ月程度必要なので、支給まで時間がかかる場合があります。
- ・ 領収書が不足している場合、支給額が発生しない、もしくは減額となる場合があります。

◎問い合わせ：

国保年金課国保年金係
☎(55) 5106
Fax (22) 1547
または各支所地域振興課

70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分 【総所得金額等】※1	3回目まで	4回目以降 ※2
901万円超（ア）	252,600円 +（医療費の総額 - 842,000円）× 1 %	140,100円
600万円超 900万円以下（イ）	167,400円 +（医療費の総額 - 558,000円）× 1 %	93,000円
210万円超 600万円以下（ウ）	80,100円 +（医療費の総額 - 267,000円）× 1 %	44,400円
210万円以下（エ）	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯（オ）	35,400円	24,600円

※1 【総所得金額】＝総所得金額（収入総額－必要経費－給与所得控除－公的年金等控除等）－基礎控除（33万円）

※2 過去12カ月間で、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った医療費の額が、左表の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。

※2つ以上の医療機関にかかった場合は別計算。

※同じ医療機関でも入院・外来・歯科は別計算。

※別計算分は、21,000円以上自己負担した分同士についてのみ合算が可能。

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額（月額）～平成30年8月から～

70歳以上75歳未満の方は、外来（個人単位）の限度額Aを適用後に、外来＋入院（世帯単位）の限度額Bを適用します。

所得区分	住民税課税 所得額	外 来 （個人単位） A	外 来＋入院（世帯単位） B	
			3回目まで	4回目以降
現役並み所得者Ⅲ	690万円以上	252,600円＋（医療費の総額 - 842,000円）× 1 %	140,100円	
現役並み所得者Ⅱ	380万円以上	167,400円＋（医療費の総額 - 558,000円）× 1 %	93,000円	
現役並み所得者Ⅰ	145万円以上	80,100円＋（医療費の総額 - 267,000円）× 1 %	44,400円	
一 般	－	18,000円	57,600円	44,400円
低所得者（Ⅱ）	住民税非課税	8,000円	24,600円	
低所得者（Ⅰ）	所得0円		150,000円	